

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成28年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成28年10月4日(火) 午後2時～午後2時45分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：加園(光)会長、福本副会長、加園(和)委員、佐々木委員、 高橋委員、中村委員、乃一委員、福澤委員、森林委員、森本委 員 欠 席 者：なし 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課 主任(法規グループ)
報 告 事 項	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (5) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残さ れた問題点、保留事項 等を記載する。)	議題(1) 互選の結果、会長に加園光良委員、副会長に福本委員が選任され る。 議題(2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則と して発言順に記載し、 同一内容は一つにまと める。) (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● 武蔵村山市個人情報保護審議会規則に基づく会長が互選されるま での間、事務局で会議の進行をさせていただきます。 平成28年10月1日から平成30年9月30日までを任期として 審議会委員が選任されましたので、挨拶をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員挨拶 ～</p> <p>● 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会 の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則と して審議を進めていきます。通常であれば、会議開会前に会長と事務 局の庶務担当課長が協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がな いと判断した上で、公開することになりますが、まだ、会長が互選さ れていないので、本日の会議については、事務局の判断で公開とさせ ていただきました。</p> <p>議題(1) (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について 【会長及び副会長の互選】</p> <p>● 会長及び副会長を互選により選任してください。</p> <p style="text-align: center;">～ 会長及び副会長の選任 ～</p> <p>● 互選の結果、会長に加園光良委員、副会長に福本菊江委員が選任さ れました。</p> <p style="text-align: center;">～ 会長及び副会長の挨拶 ～</p>

報告事項

(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

【説明要旨】

- 資料1「武蔵村山市個人情報保護審議会規則等について」を御覧下さい。

本審議会は、4ページに記載された個人情報保護条例第22条第1項の規定により、市長の附属機関として設置され、個人情報保護制度について審議する機関であります。

所掌事項といたしましては、2ページから4ページまでに記載された条例第6条第4項、第8条第5項及び第10条第4項の規定により、個人情報の取扱い及び利用に関する届出、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する届出並びに電子計算組織の結合停止等の措置に関する内容に係る報告を受けることとあります。こちらにつきましては、会議の開催ごとに報告資料として取りまとめ、当該会議において報告しております。

これらの報告事項について御説明いたします。

まず、個人情報の取扱い及び利用の届出についてですが、実施機関は、個人情報を取り扱う業務の開始、変更、廃止をする場合、市長に届け出なければならないとされております。また、これら届け出た個人情報を利用した場合も、実施機関は、市長に届け出なければならないとされております。そして市長は、これらの届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならないと規定されております。なお、本日は、変更、廃止及び利用に関する届出は実施機関より提出されておきませんので、この後御報告させていただきます、報告事項(3)個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項についてのみとなります。

次に、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する届出ですが、法令等に定めがあるとき又は、実施機関が本審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるときなどは、実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものへ提供することができるものでございます。実施機関は目的外利用又は外部提供を実施したときは市長に届け出なければならないとされております。そして市長は、これら届出を受理した時は速やかに審議会に報告しなければならないと規定されていることから、この後の報告事項(4)保有個人情報の外部提供の届出に係る事項についてのおり報告させていただきますものでございます。なお、本日は目的外利用に関する届出に関する報告はございません。

次に、条例第5条第2項、第7条第2項第9号及び第3項、第8条第2項第6号及び第3項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定により、例外的な個人情報の取扱いに係る諮問に対して答申することとあります。例外的な個人情報の取扱いに関する諮問事項には、4点あります。

1点目として要注意情報の保有に関することとあります。個人の思想、信条、宗教に関する情報等は原則保有してはならないとされておりますが、条例第5条第2項において本審議会の意見を聴いて特に行政執行上必要がある場合は保有ができるとされているものでございます。

2点目は、本人以外のものからの個人情報の収集及び当該収集に係る本人通知の省略でございます。

3点目としては、保有個人情報の目的外利用・外部提供及び当該目

的外利用等に係る本人通知の省略でございます。例えば通学路における防犯カメラの設置を例に説明させていただきますが、本人以外のものから防犯カメラにより個人の映像を収集するとともに、防犯カメラに記録された映像データに、犯罪に関する映像が記録されていた場合、警察等の捜査機関に映像データを提供することがこれに該当します。これらの情報を収集し、外部提供する際は、本審議会に諮問をするものとされております。

4点目として電子通信回線による電子計算組織の結合や結合停止等の措置のことであります。本市では、平成29年1月から、住民票の写し等の証明書をコンビニエンスストア等で交付しますが、コンビニエンスストア等で証明書を交付するに当たり、市で保有している住基システムと、地方公共団体情報システム機構が管理するシステムを結合する必要があることから、今年度本審議会に諮問させていただきました。これらにつきましては、諮問事項を会議の議題に挙げ、委員の皆様には審議をお願いし、答申をいただいております。

最後に、条例第22条第2項第2号の規定により、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議をすることとあります。これは、個人情報保護条例の改正など重要事項に関するものであります。こちらにつきましては、条例で具体的に規定された審議事項以外で、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関からの諮問に応じ、審議をすることとなっております。

報告事項(1)については、以上でございます。

【主な意見等】

- 事務局の報告事項(1)について、何か意見、質問はありますか。
- 特にありません。

報告事項

- (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

- 次に、報告事項についてですが、異議がなければ、報告事項(2)から報告事項(4)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。
- 異議なし。
- では、報告事項(2)から報告事項(4)まで、事務局に報告を求めます。

【説明要旨】

- それでは、まず、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の状況について」、御報告いたします。

会議次第の2ページ及び3ページを御覧ください。

こちらの表は、平成28年8月31日までに市長に報告されております個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。

この件数は、報告事項(3)で御報告させていただきます、個人情報を取り扱う業務の開始の届出を反映した件数となっております。

3ページの下合計欄を御覧ください。8月31日現在の各実施機関における個人情報取扱業務の件数でございますが、市長から議長までの実施機関の合計で、618件となっております。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料としております冊子の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出につきましては、「工場・指定作業場台帳閲覧申請書受付」がございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の5ページのとおりでございます。

次に、報告事項(4)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、御報告いたします。

会議次第の5ページ及び報告資料の9ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出につきましては、「住民基本台帳事務、戸籍事務」を含む33件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の9ページから19ページまでのとおりでございます。

以上でございます。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- ありません。

(5) その他

- 続いて、報告事項(5)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

議題

(2) その他

- 続いて、議題(2)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。
- 最近の新聞報道で、政務活動費に関する公文書の開示請求を受けた自治体職員が、開示請求者の情報を、議員に話をしてしまったと目にするが、こういった個人情報の扱いは本審議会の所掌事項となるのですか。
- 本件のように情報公開条例に基づく公文書の開示請求については、本審議会の所掌事項ではありません。

－ 以上 －

--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	傍聴者： 0 人
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：))
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	-------------------------